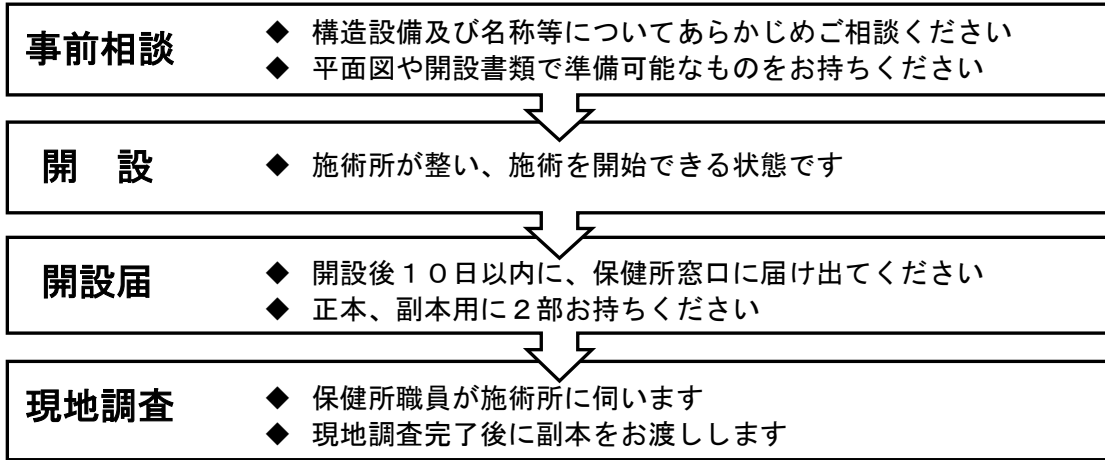


施術所開設の手引き

1 新規開設手続の流れ



2 施術所開設届 届出書類

開設届及び添付書類をそれぞれ **2部** ずつ（正本、副本用）提出してください。

提出書類		注意事項
	施術所開設届	<ul style="list-style-type: none">◆ 正本、副本の両方に押印が必要です◆ 名称についてはあらかじめご相談ください
添 付 書 類	業務に従事する施術者の免許証の写し	<ul style="list-style-type: none">◆ 免許証本証と照合しますので、本証も併せてお持ちください
	施術所の平面図	<ul style="list-style-type: none">◆ 次の事項を平面図に記載してください<ul style="list-style-type: none">・ 各室の名称(待合室及び施術室)・ 各室の床面積(施術室6.6㎡以上、待合室3.3㎡以上)・ 施術室の外気開放面積(室面積の1/7以上)又は換気装置とその位置・ 消毒設備の位置
	施術所への案内図	<ul style="list-style-type: none">◆ 最寄りの駅・バス停等から施術所までがわかるもの
	(開設者が法人の場合)定款(寄附行為)の写し及び登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none">◆ 定款(寄附行為)の写しについては、原本と照合しますので、原本も併せてお持ちください (原本持参が難しい場合は、代表者による原本証明も可)◆ 目的に施術所の運営が含まれている必要があります◆ 登記事項証明書は副本添付用のみ写しでも構いません

3 その他 届出時に持参いただくもの

- ◆ 運転免許証等の本人確認ができるもの

(平成26年1月7日付医政医発0107第1号厚生労働省医政局医事課長通知による)